

竹田市 子どもの貧困対策推進計画

令和3(2021)年度～令和6(2024)年度

第2期 竹田市すこやか支援計画 分冊



令和3年4月
竹田市

はじめに

戦後 75 年が経過し、社会保障制度が整備され、自他ともに認める世界で有数の先進国となった我が国。その一方で、ホームレス、ネットカフェ難民、ワーキングプアなど、貧困に係る単語を日常的に耳にする社会が現代の日本です。

「明日の日本を支えていくのは今を生きる子供たちである。子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならない」———国が令和元年 11 月に新たに定めた「子供の貧困対策に関する大綱」の冒頭に記されている一文です。

国は、いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることがないように、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法」という。）」を施行し、同年 8 月には「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。この大綱には、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供たちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子供の貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針が掲げられていました。

その後、令和元年 6 月、議員提出によって法律の一部改正が行われ、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが法に明記されるとともに、市町村が子供の貧困対策に関する計画を定めるよう努める旨が規定されました。

一方、大分県は、平成 28 年 3 月に「大分県子どもの貧困対策推進計画」を策定し国の方針に沿って、県下市町村と連携を図りながら取組を進めてきました。さらに、令和 3 年 3 月、当該計画を改定し、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画と一体的な計画として「大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの計画」を定めています。

本市では、平成 30 年度に児童福祉と母子保健を一体的に担う「竹田市子育て世代包括支援センター」を設置するとともに子ども家庭総合支援拠点としての機能を有する体制整備を行いました。加えて、新たな子ども・子育て支援制度に総合的に取り組むため令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とした「竹田市すこやか支援計画」を令和 2 年 3 月に策定し、子育て支援施策の充実に取り組んでいます。

今般、法の趣旨にのっとり、国の大綱・県の計画と整合を図りながら、「竹田市子どもの貧困対策推進計画」を竹田市すこやか支援計画の分冊として策定することといたしました。子育てや貧困を家庭だけの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決していくという意識を強く持ち、「すべての子どもが笑顔で包まれ育つ地域を目指して」適切な支援を包括的かつ早期に行っていくことといたします。

令和 3 年 4 月

竹 田 市 長

Contents

第1章 計画策定の背景と趣旨	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 基本理念と基本目標	2
第2章 子どもの生活の現状	3
1 大分県子どもの生活実態調査の結果概要	3
(1) 朝食の状況	3
(2) 入浴の状況	4
(3) 家族との会話	4
(4) 授業の理解度	4
(5) 将来の進路	5
(6) 自己肯定感	7
2 生活保護世帯の状況	8
3 就学援助の対象者の状況	8
第3章 施策の展開と支援体制	9
1 施策の展開	9
(1) 現状から見える課題	9
(2) 施策の体系	9
2 支援体制	11
(1) 子育て世代包括支援センター	11
(2) 要保護児童対策地域協議会	12
(3) 子ども・子育て会議	13
(4) 重層的支援体制の整備と推進	14
第4章 具体的な事業推進	15
1 重点施策と基本目標（すこやか支援計画）の整合	15
2 保健事業の概要	20
(1) 本市の子育て支援事業の概要図	20
(2) 本市の母子保健事業の概要図	20
3 市長期総合教育計画上の位置づけ	21
4 生活困窮者自立支援制度による取組み	22
資料編	23
子どもの貧困対策の推進に関する法律	

第1章 計画策定の背景と趣旨

1 計画策定の背景と趣旨

貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行されました。

同年8月、国は「子供の貧困に関する大綱」を策定し、10の基本的な方針、25の子供の貧困に関する指標とともに、指標の改善に向けた当面の重点施策として、1) 教育の支援、2) 生活の支援、3) 保護者に対する就労の支援、4) 経済的支援、5) 子供の貧困に関する調査研究等、6) 施策の推進体制等、以上6つの施策を示しました。

令和元年9月には、同法の一部が改正・施行され、子どもの貧困対策は、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、子どもの貧困対策を「子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」推進すること等を、目的に追加したほか、基本理念の見直し、子どもの貧困対策に関する大綱に関する規定の改正、市町村における子どもの貧困対策についての計画策定について努力義務の明記、個別施策に関する規定等の改正が行われました。

また、大分県では令和元年9月に県内全市町村の小・中学校と連携して、子どもの生活実態（学習環境、子どもの意識、世帯の経済状況、子どもとの関わり方等）の調査を実施し、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画と一体的な計画として「大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの計画」を令和3年3月に策定し、「大分県子どもの貧困対策推進計画」を改定しています。

このような状況の中、本市では令和2年3月に策定した「竹田市すこやか支援計画（子ども・子育て支援法に基づく事業計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画）」に沿って、就労支援、経済的支援、子育て支援を実施するとともに、きめ細やかな対応が必要な子どもと親への支援を行うこととしました。しかし、子どもの貧困は複合的な理由によって発生するため、市における福祉や教育等の分野の関係部署の連携だけではなく、県や関係機関との役割分担を明確にするとともに、地域における複層的な支援の網を張り巡らせて子どもの貧困対策に取り組む必要があります。

子どもの貧困対策を総合的に推進することで、竹田市すこやか支援計画の基本理念「安心して産み・生まれ・子どもがすこやかに育つ竹田」の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、法第4条に定める地方公共団体の計画として策定します。

また、令和2年3月に策定した「第2期竹田市すこやか支援計画」の分冊として位置づけ、「子ども・子育て支援事業計画」や「次世代育成支援行動計画」等との整合を図りながら、計画の基本理念・基本目標の推進を図ります。

3 計画の期間

第2期竹田市すこやか支援計画の計画期間と整合性を保つため令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までの4か年とします。

また、コロナ禍にあってこの計画期間中であっても、国の政策と連動が必要な場合など、見直しの必要性が生じた場合は適宜、遅滞なく本計画の見直しを行っていくものとします。

4 基本理念と基本目標

本計画は、竹田市すこやか支援計画（令和2年3月策定）の分冊として策定するものであるため、基本理念と基本目標は次に掲げるものとなります。

（1）基本理念

～安心して産み・生まれ・子どもがすこやかに育つ竹田～
すべての子どもが笑顔で包まれ育つ地域を目指して

（2）基本目標

1 子どもの育ちと子育てをみんなで支える意識づくり
2 安心して結婚・妊娠・出産ができる環境づくり
3 子どもの健やかな成長・発達を支える環境づくり
4 子どもを支えるための地域における子育ての支援
5 子育ても仕事もしやすい環境づくり
6 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援
7 ふるさとを愛する心を はぐくむ環境づくり
8 子どもにとって安全・安心なまちづくり

第2章 子どもの生活の現状と課題

1. 大分県子どもの生活実態調査の結果

令和元年9月に大分県が県内全市町村の小・中学校と連携して実施した調査結果を以下に記します。調査対象者や有効回答数等は下表のとおりです。

区分		小学5年生	中学2年生	計
調査対象者数	子ども	147人	144人	291人
	保護者	147人	144人	291人
有効回答数 (回答率)	子ども (回答率)	128人 (87.1%)	131人 (91.0%)	259人 (89.0%)
	保護者 (回答率)	127人 (86.4%)	128人 (88.9%)	255人 (87.6%)
【参考】大分県 有効回答数	子ども	9,139人	8,405人	17,544人
	保護者	8,779人	7,943人	16,722人

なお、世帯の属性は、(1)収入階層、(2)家族形態、(3)経済的困難度の3つの視点で区分しています。

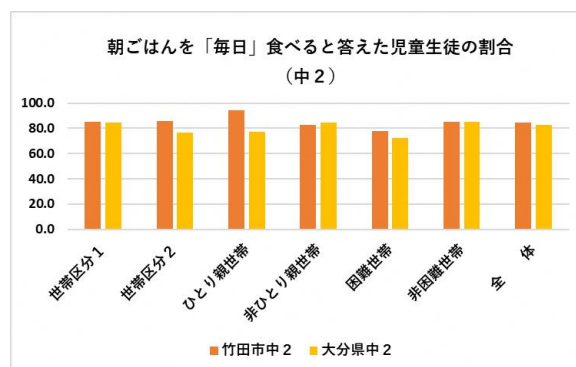
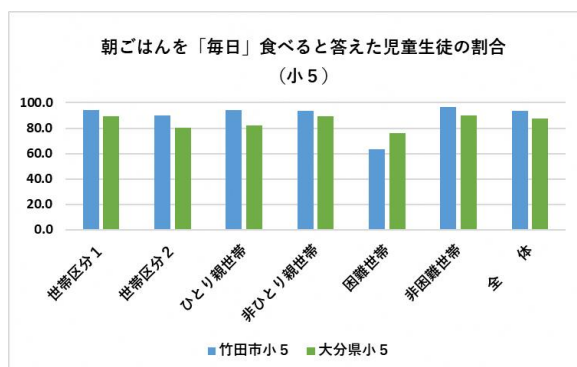
(1) 基準となる世帯収入金額の中央値の1/2の金額である128.6万円以上の収入がある世帯を「世帯区分1」とし、これ未満の世帯を「世帯区分2」に、【収入階層】

(2) 子どもと同居している親が母親又は父親の一方だけの世帯を「ひとり親世帯」とし、両親等が同居している世帯を「非ひとり親世帯」とし、【家族形態】

(3) 過去1年間に経済的困難な経験項目に2つ以上選択した世帯を「困難世帯」とし、それ以外を「非困難世帯」としてしています。【経済的困難度】

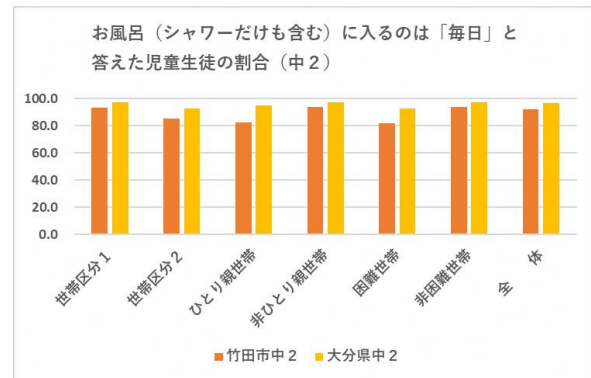
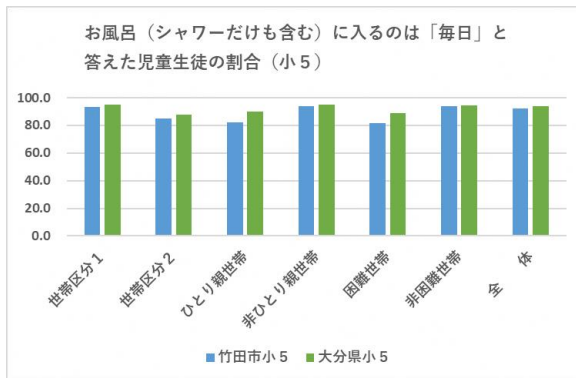
なお、本市の世帯の属性ごとの対象者数は多くなく、一人当たりの回答結果が全体に占める割合が高くなり、結果に与える影響が高くなることに注意が必要となります。

(1) 朝食の状況



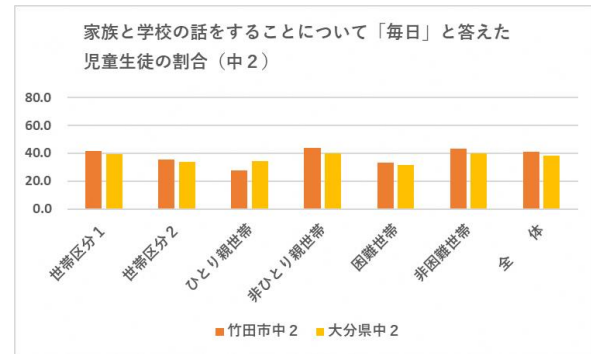
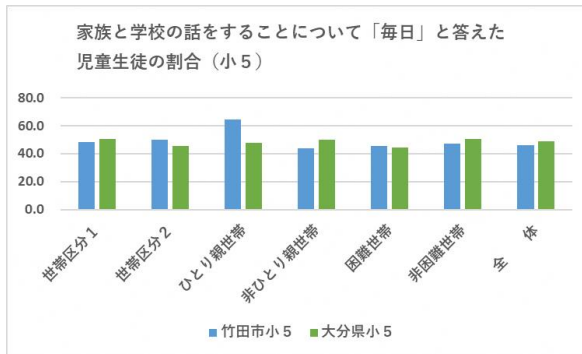
- ・朝食を「毎日」食えると答えた児童生徒の割合は、小学5年生、中学2年生ともに大分県の平均を上回っています。
- ・収入階層や家族形態での割合には大きな差はみられませんが、困難世帯では毎日朝食を食べる割合が非困難世帯よりも低く、他の属性に比しても低い結果となっています。

(2) 入浴の状況



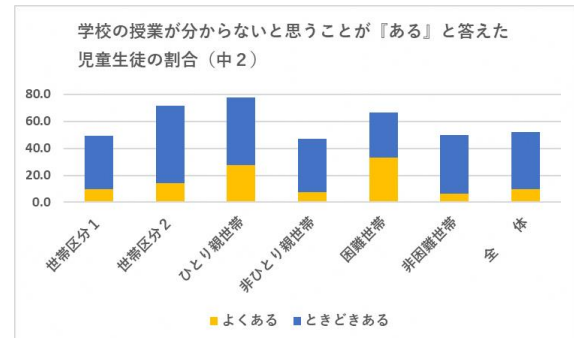
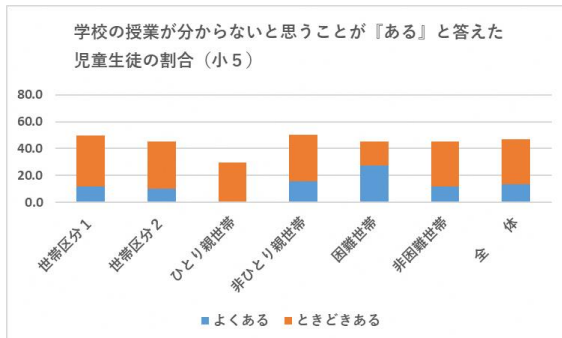
- 小学生及び中学生ともに9割以上が「毎日」入浴していますが、収入の低い世帯区分2は世帯区分1より、ひとり親世帯は非ひとり親世帯より、困難世帯は非困難世帯より「毎日」の割合が低くなっています。

(3) 家族との会話



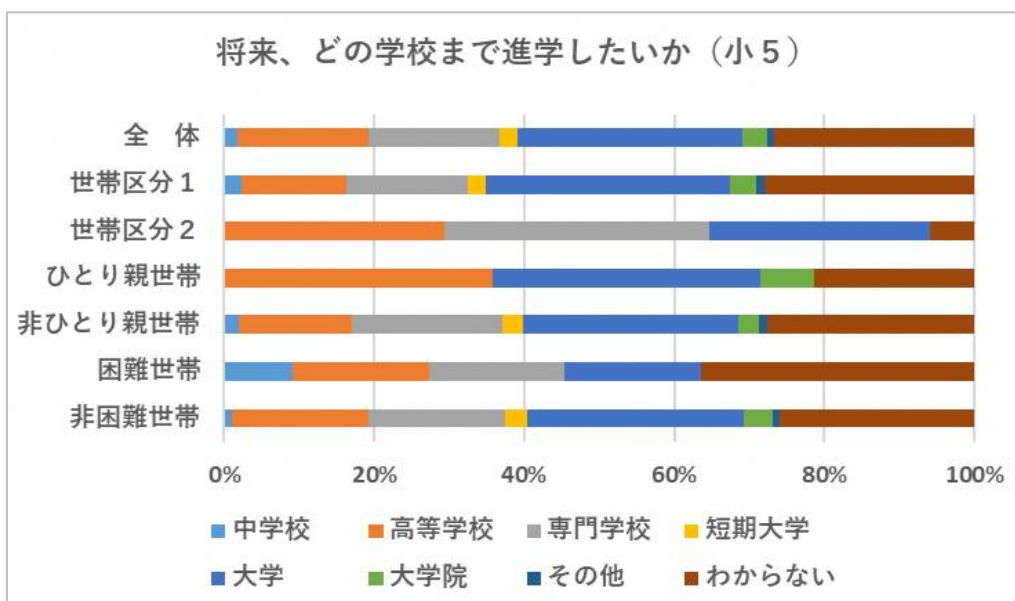
- 「毎日学校のことを話す」との回答は小学生、中学生ともに最も多くなっています。
- 小学生では、収入階層や家族形態、困難度による差は多くは認められません。
- 中学生では、収入の低い世帯区分2は世帯区分1より、ひとり親世帯は非ひとり親世帯より、困難世帯は非困難世帯より「毎日」の割合が低くなっています。

(4) 授業の理解度

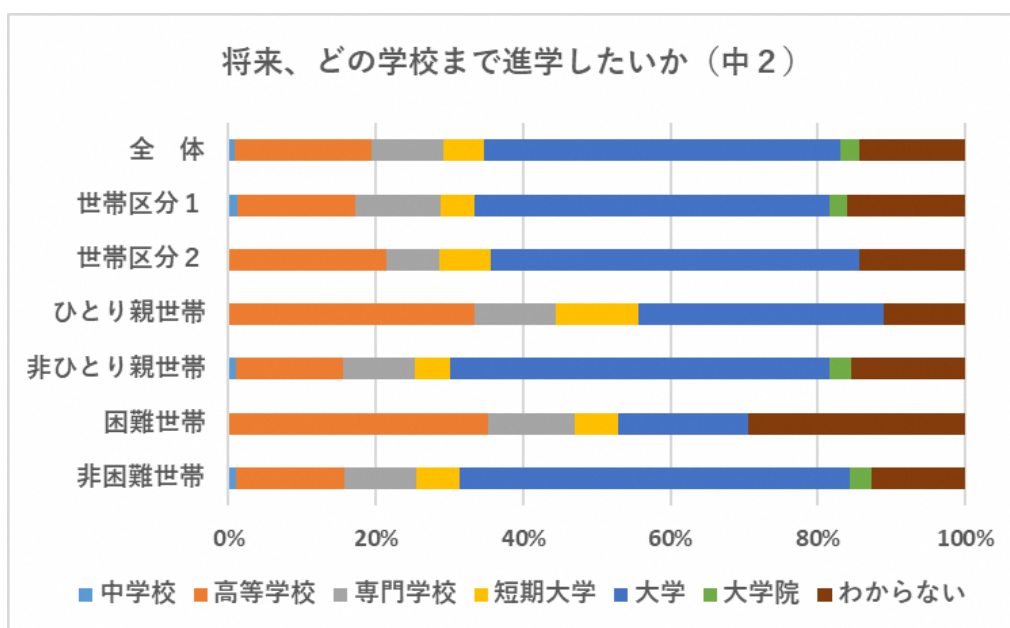


- 小学生では、収入階層や家族形態、困難度による割合の差は多くは認められません。
- 中学生では、収入の低い世帯区分2は世帯区分1より、ひとり親世帯は非ひとり親世帯より、『ある』と答えた割合が高くなっています。

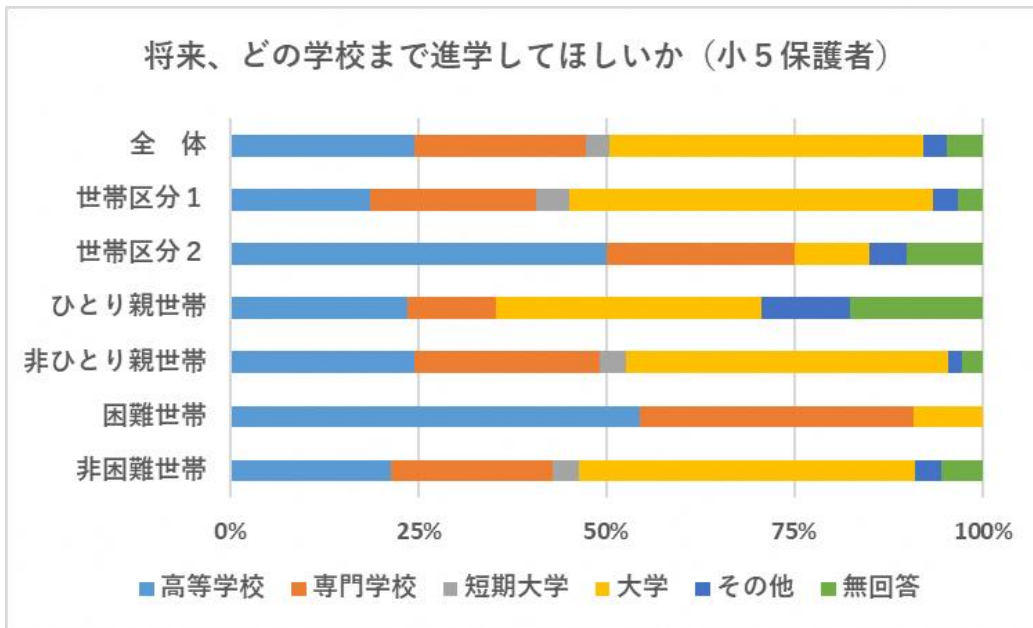
(5) 将来の進路



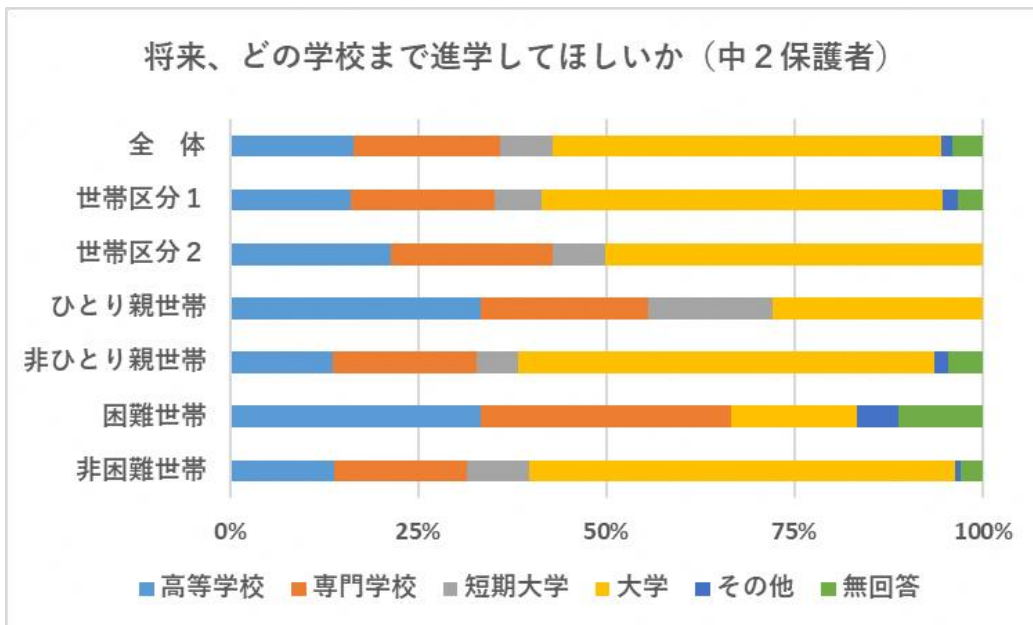
- ・小学5年生本人が望む進学先は「大学」との回答が28.1%と最も高く、「わからない」と答えた割合が次いで高くなっています。
- ・困難世帯の1割ほどが「中学校」までと答え、「大学」・「大学院」と答えた割合は非困難世帯に比べて低くなっています。



- ・中学2年生は「大学」までと答えた割合が45.8%と最も高くなっています。
- ・困難世帯では、「高校」が33.3%と最も高く、「大学」の割合が16.7%と非困難世帯に比較して顕著に低くなっています。
- ・非ひとり親世帯の半数以上が「大学」・「大学院」への進学を希望していますが、ひとり親世帯では、「高校」と「大学」と答えた割合が同率のそれぞれ33.3%となっています。

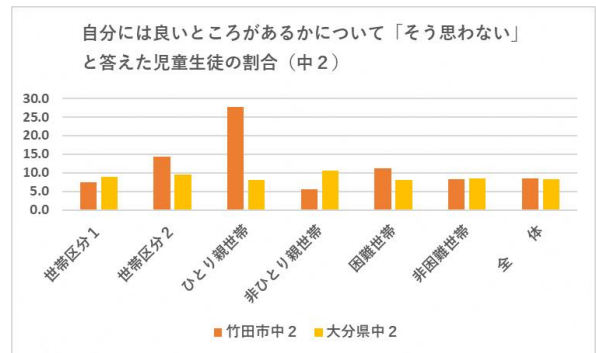
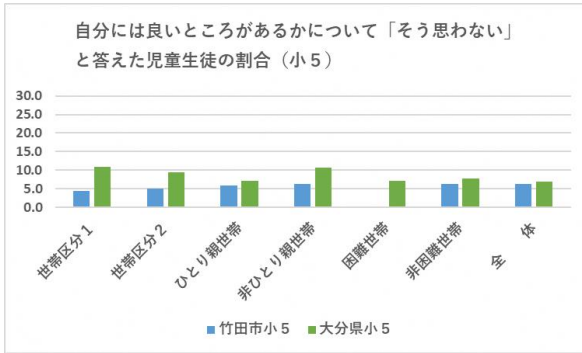


- ・小学5年生の保護者が進学先を「大学」と望む回答は約4割であり、大分県全体の約3割を上回る結果となっています。
- ・収入の低い世帯区分2と困難世帯で「高校」までを希望する割合が明らかに高くなっており、世帯の経済状況が進学に与える影響の大きさが読み取れます。

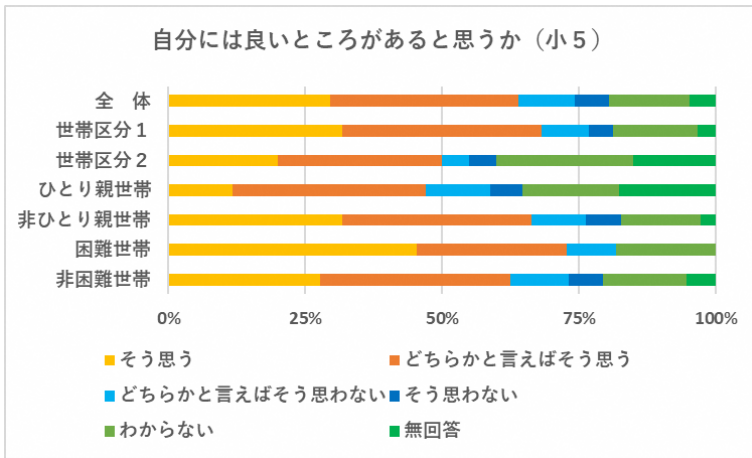


- ・中学2年生の保護者が進学先を「大学」と望む回答は約5割であり、大分県全体の約3割を上回る結果となっています。
- ・中学生保護者でも、ひとり親世帯と困難世帯で「高校」までと回答した保護者の割合が高いものの小学5年生に比較すると、その差は小さくなっており、「専門学校」・「短期大学」・「大学」への進学を望む保護者の合計が「高校」までとの回答を上回っています。

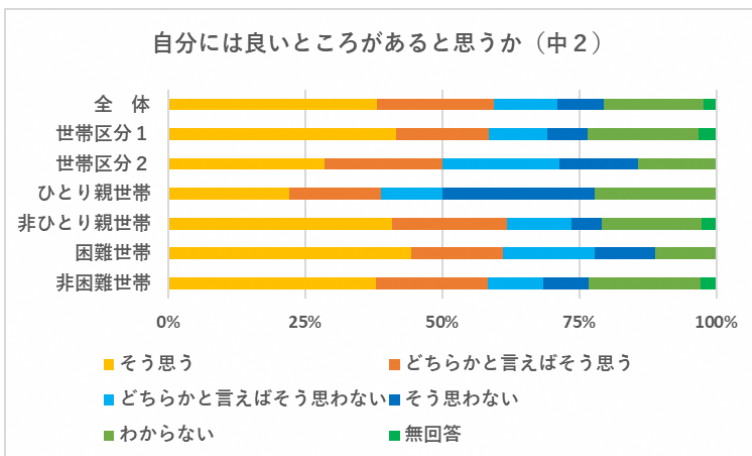
(6) 自己肯定感



- ・小学5年生では大分県全体に比べて低い割合になっているとともに、収入階層や家族形態、困難度による割合の差は認められず、自己肯定感が特に低いという結果にはなっていません。
- ・中学2年生では、収入の低い世帯区分2は世帯区分1より、ひとり親世帯は非ひとり親世帯より、困難世帯は非困難世帯より「そう思わない」割合が高くなっており自己肯定感が低い結果となっています。
- ・特に、竹田市内のひとり親世帯では、思春期を迎える中学生になって急激な自己肯定感の低下が認められます。



- ・小学生はひとり親世帯でやや自己肯定感が低い傾向が読み取れますが、大きな差にはなっていません。
- ・収入階層や経済的困難度も大きな差は読み取れません。



- ・思春期を迎える中学生になると「自分に良いところがあると思う」回答が急激な減少に転じ、自己肯定感の低下が認められます。
- ・収入階層や経済的困難度も大きな差は読み取れません。

2. 生活保護世帯の状況

令和2年度末の本市の生活保護受給世帯は272世帯(315人)であり、保護率は1.53%と県下で高い方から6番目の値となっています。このうち19歳未満の未成年者の数を過去5か年に渡って見てみると、年度によって隔たりはあるものの概ね10数名程度となっています。

年度	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1
人数	11人	8人	14人	11人	16人

また、年齢区分ごとに過去5か年の未成年者の合計値を見てみると、下表のとおり小学生が最も多く、次いで高校生・中学生の計、未就学児となっています。

年齢層	過去5か年の生活保護受給者の合計
高校生 16歳以上19歳未満	11人
中学生 13歳以上16歳未満	6人
小学生 6歳以上13歳未満	34人
未就学児 6歳未満	9人
計	60人

3. 就学援助の対象者の状況

学校教育法では、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされています。

本市では、経済的理由により小中学校への就学が困難な児童生徒を対象として、学用品費、学校給食費、医療費など学校生活に係る費用の一部を援助する「就学援助」を行っています。本市における就学援助の対象者の状況は次表のとおりです。

区分	就学援助を受けている者	竹田市の児童生徒数	割合
小学校	120人	793人	15.13%
中学校	62人	422人	14.69%
計	182人	1,215人	14.98%

第3章 施策の展開と支援体制

1. 施策の展開

(1) 現状から見える課題

- ・支援を必要とする子どもを早期に発見し、必要な支援を行うために子育ての枠を超えた新たな仕組みを構築する必要があります。
- ・要保護児童対策地域協議会の対象にならないものの何らかの支援が必要な子どもに対応できるネットワークを構築し、各機関の連携を図る仕組みをつくる必要があります。
- ・各支援機関の知識や経験が不足していると考えられる中、支援のための情報を共有し、知識を向上させていくための仕組みを作る必要があります。
- ・子ども食堂の設置に取り組む民間団体の支援を行うなど、子どもの食育や居場所づくりを進めていく必要があります。また、民間団体が行う日々の取り組みに対して、必要な情報や専門的な知識を伝えることや、運営費の助成を行うことなどの支援策を検討していく必要があります。
- ・教育行政との連携を深める中で、子どもの日常を把握しながら必要な支援を迅速かつ適切に対応できる体制を強めていく必要があります。
- ・生活困窮家庭の子どもが引き続き生活困窮とならないように、学校の内外で学習支援を行う仕組みを検討する必要があります。
- ・就労や家計改善の支援を保護者に行うなど、生活困窮者の自立支援に向けた取り組みをより一層進めていく必要があります。
- ・生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を委託している社会福祉協議会との連携を深めるなかで、民生委員・児童委員や各自治会の福祉委員等と連携し、生活困窮者の早期発見、早期対応（訪問支援）に努める必要があります。

(2) 施策の体系

国の大綱で定める当面の重点施策である、①教育の支援、②生活の安定に資するための支援、③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、④経済的支援の4つを支援の柱として、県や民間の支援機関等との連携を図りながら、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

子どもの貧困対策 4つの重点施策	①教育の支援
	②生活の安定に資するための支援
	③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
	④経済的支援

① 教育の支援

教育の支援においては、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障等が図られるよう取り組むとともに、就学支援等の充実を図り、家庭の状況にかかわらず、子どもが教育を受けることにより、自分の可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢を持ち、それに挑戦することができるよう支援します。

② 生活の安定に資するための支援

生活の支援においては、生活困窮者自立支援法等に基づき保護者の支援に取り組むとともに、経済的な状況等から社会的な孤立に陥らないよう、相談支援の充実や支援施策の広報・周知の強化を図ります。

また、子どもに対しては、放課後の居場所づくりや基本的な生活習慣の定着支援に取り組むとともに、児童養護施設等の退所児童の自立や子どもの就労を支援します。

③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

保護者の就労支援においては、保護者が働き収入を得ることは、生活の安定が図られるとともに、保護者の働く姿を子どもに示すことにより、子どもに労働の価値や意味を学ぶなど、教育的意義が認められることから、関係機関と連携し、ひとり親家庭を含めた困窮世帯に対する相談支援や職業訓練などの支援に取り組みます。

④ 経済的支援

経済的な支援においては、保育料の負担軽減や放課後児童クラブの利用料減免のほか、児童扶養手当などの各種給付、医療費の助成や福祉資金の貸与等により、家庭の経済面の下支えに取り組めます。

2. 支援体制

子どもの貧困に至る要因は、その家庭や子どもによって様々であり、複数の課題が複雑に絡み合っていることも多いため、貧困の状況にある子どもや、そのような状況に至る恐れのある子どもを地域全体で孤立させないように早期に気づき、継続的に見守り、適切に支援することが大切です。

このため、本計画を推進するにあたって、市民、関係団体、行政（各々の取組を所管する教育分野や福祉分野等の県・市の関係部局）が連携、協力して取り組むことが重要です。

また、支援を必要とする子どもやその保護者を、必要な支援策をうけることができるよう支援機関につなげるとともに支援体制の整備を図ることも必要です。

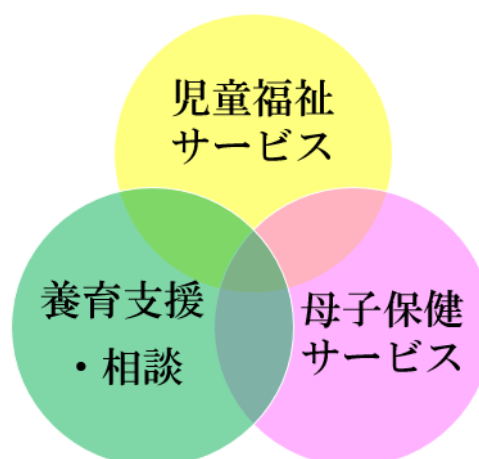
そこで、本市では、子ども家庭総合支援拠点としての機能を有する子育て世代包括支援センターを窓口とし、児童虐待などの要保護児童の支援等に取り組む要保護児童対策地域協議会を子どもの貧困対策の推進組織とし、子ども・子育て会議を実施状況を調査し審議を行う組織として位置づけることとします。

(1) 子育て世代包括支援センター

母子保健法の改正により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うための「子育て世代包括支援センター」（法律上名称：母子健康包括支援センター）の設置が努力義務として位置付けられました。また、平成 28 年には「ニッポン一億総活躍プラン」の中には令和 2 年度末までに全国展開を図ることが盛り込まれています。

これらを受け、本市では平成 30 年度に当該センターを設置し、母子保健と児童福祉を一体的に担い養育支援・相談を行う行政の仕組みを構築しています。

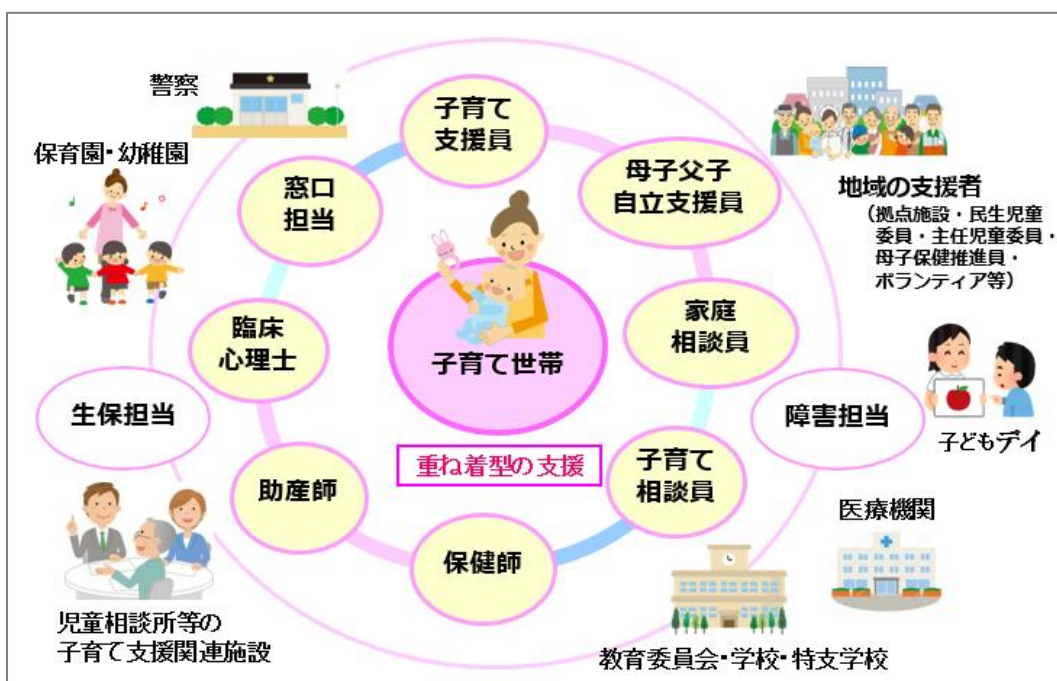
現在は、事務職員のほか、保健師、助産師、公認心理師、教員 OB（家庭相談員）、幼稚園教諭 OB（子育て相談員）、母子父子自立支援員、子育て支援員など 14 名体制（うち兼任 1 名）でセンター業務を担っています。



また、平成 28 年に改正された児童福祉法により、「市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならない」とされ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点（子ども家庭支援拠点）の整備に努めなければならないとされました。

本市の子育て世代包括支援センターは、子ども家庭総合支援拠点としての機能を有しており、関係機関との連携を視野に子どもの貧困対策に対しても広くこの機能を活用した支援を行うこととします。

■子ども家庭総合支援拠点としての連携イメージ



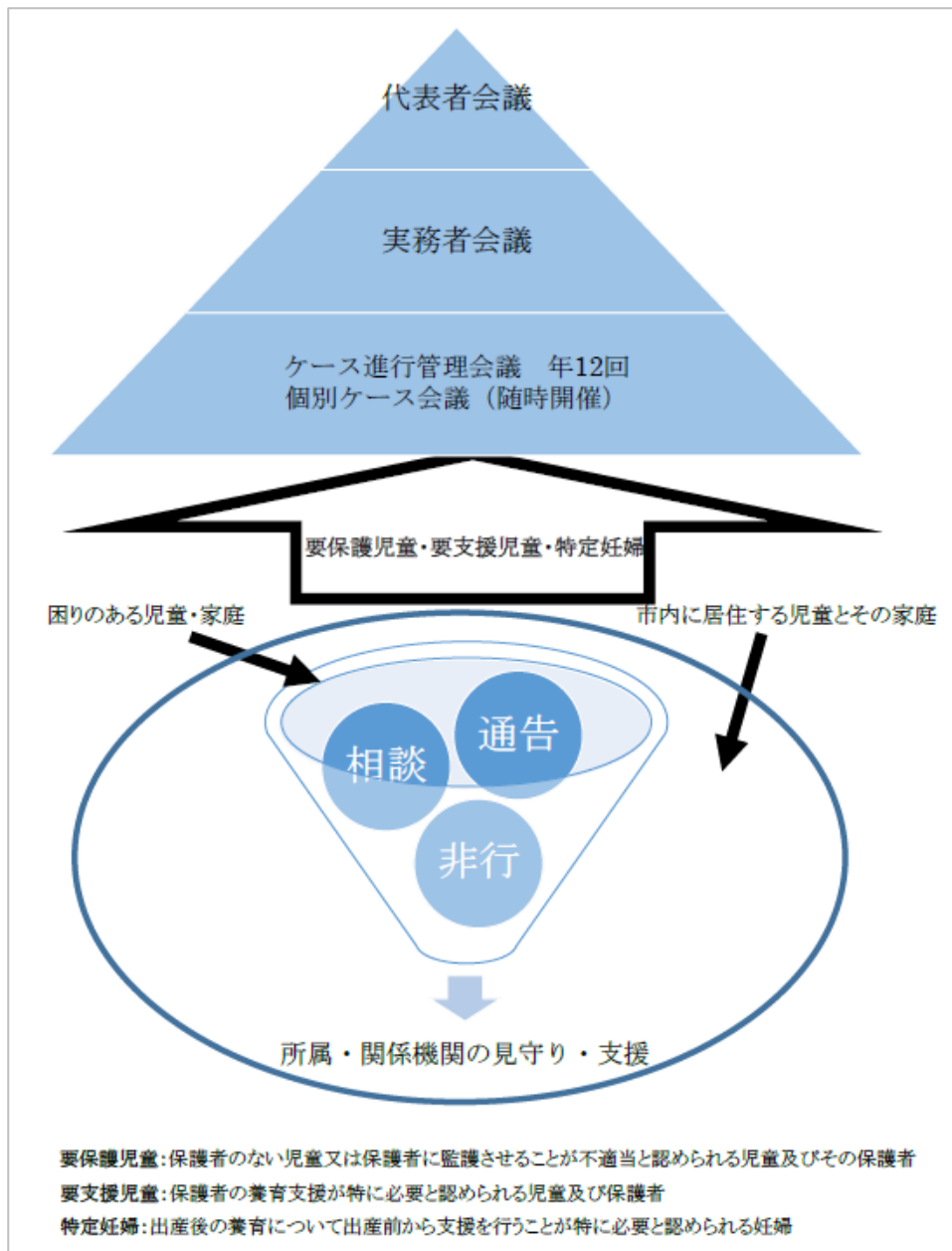
(2) 要保護児童対策地域協議会

児童福祉の分野にあっては、要保護児童対策地域協議会を設置し毎年開催しているほか、ケース進行管理会議を計画的に毎月開催しています。児童福祉法では、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を「要保護児童」とし、虐待を受けた児や非行児童なども対策の対象としています。

貧困を理由とした対策は含まれませんが、貧困を契機とした児童虐待が懸念される中、本協議会を活用した対策も想定しておく必要があります。

なお、当該協議会は、県中央児童相談所、県婦人相談所、地方法務局、人権擁護委員協議会、県保健所、警察署、支援学校、医師会、歯科医師会、民生委員児童委員協議会、主任児童委員会、PTA連合会、教育保育協議会、小中学校校長会、母子保健推進員会、社会福祉協議会、子育てサポートセンター、教育委員会等の組織の代表者により構成されています。

■要保護児童対策地域協議会の三層構造図



(3) 子ども・子育て会議

本市では、子ども・子育て支援法第77条第1項から第3項までの規定に基づき、条例の定めるところにより「竹田市子ども・子育て会議」を設置しています。

この会議は、こども園・保育所の利用定員の設定に関する意見聴取、市子ども・子育て支援事業計画に関する意見聴取のほかに、本市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項や実施状況の調査・審議を行うこととされています。

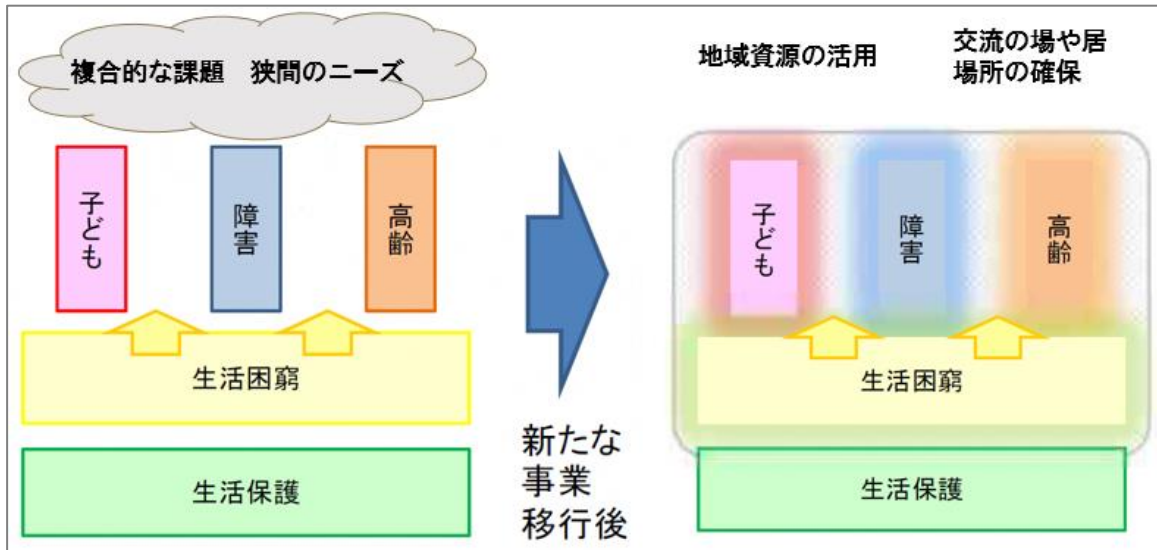
本計画についても、子ども・子育て会議の機能を担保する中で、実効性のある施策を展開し計画的に推進していくこととします。

(4) 重層的支援体制の整備と推進

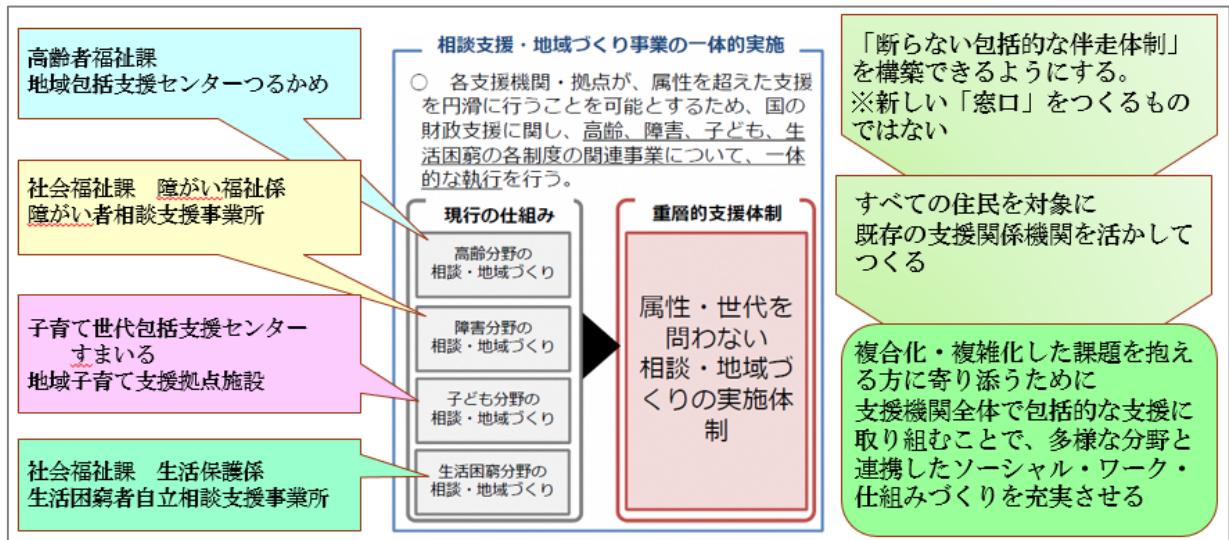
令和2年6月の社会福祉法改正により、地域住民の多様化・複雑化した支援ニーズに対応するための包括的な支援体制を市町村において整備する努力義務が課されました。具体的には、高齢・障がい・子ども・生活困窮について、相談支援、参加支援、地域づくりの仕組みを一体的に構築することにより、分野が異なっても断ることのない重層的な支援体制を整備し、地域共生社会の実現を目指すというものです。

本市では可能な限り早期の体制整備を目指し、家庭全体の支援を行う中で子育てに関するニーズを把握するなど、これまで子育て支援に関わりの少なかった関係機関においても支援を必要とする子どもの早期発見・早期支援に結び付けていきます。

■重層的支援体制のイメージ



■市福祉事務所の体制整備のイメージ



第4章 具体的な事業推進

1. 重点施策と基本目標（すこやか支援計画）の整合

本計画は、令和2年3月に策定した第2期竹田市すこやか支援計画の分冊として位置づけた計画です。当該計画の「4章 施策の展開」に記された基本方針、施策目標及び取組を、本計画の重点施策である①教育の支援、②生活の安定に資するための支援、③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、④経済的支援に「その他体制整備」を加えてそれぞれ区分することによって、本計画を体系化することとします。

■第2期竹田市すこやか支援計画 目次

第1章 計画策定にあたって 1 ページ

1. 計画策定の背景、2. 計画の位置づけ、3. 計画の期間、4. 計画の策定体制

第2章 竹田市の子どもと家庭を取り巻く状況 7 ページ

1. データからみえる子どもと家庭を取り巻く状況
2. アンケート調査結果からみえる子どもと家庭を取り巻く状況
3. 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価
4. 次世代育成支援行動計画の評価
5. 課題の整理

第3章 計画の基本理念と基本方針 61 ページ

1. 計画の基本理念、2. 計画の基本目標、3. 計画の体系

第4章 施策の展開 69 ページ

基本方針1 子どもの育ちと子育てをみんなで支える意識づくり

基本方針2 安心して結婚・妊娠・出産ができる環境づくり

基本方針3 子どもの健やかな成長・発達を支える環境づくり

基本方針4 子どもを支えるための地域における子育ての支援

基本方針5 子育ても仕事もしやすい環境づくり

基本方針6 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

基本方針7 ふるさとを愛する心をはぐくむ環境づくり

基本方針8 子どもにとって安全・安心なまちづくり

第5章 子ども・子育て支援事業計画 113 ページ

1. 教育・保育の提供区域について、2. 保育の必要性の認定について
3. 給付対象としての認可と確認、4. 教育・保育の量の見込みと確保方策
5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と体制の確保、6. 地域子ども・子育て支援事業の充実
7. 放課後子ども総合プランに基づく支援、8. 産後の休業・育児休業後の施設の円滑な利用の確保
9. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県施策との連携
10. 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
11. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

第6章 計画の推進に向けて 147 ページ

1. 事業計画における目標数値一覧、2. 推進組織、3. 計画の点検・推進状況

■基本方針1 第2期竹田市すこやか支援計画 70 ページに記載

基本方針	施策目標	取組の名称	目標① 教育	目標② 生活	目標③ 就労	目標④ 経済	その他 体制
1 子どもの育ちと子育てをみんなで支える意識づくり							
(1) すべての子どもの人権が守られる							
		①人権意識啓発	○				
		②人権教育の充実、講演会の実施	○				
		③人権尊重の意識を育てる人権教育の推進	○				
		④いじめ見逃しゼロと早期対策の推進	○				

■基本方針2 第2期竹田市すこやか支援計画 73 ページに記載

基本方針	施策目標	取組の名称	目標① 教育	目標② 生活	目標③ 就労	目標④ 経済	その他 体制
2 安心して結婚・妊娠・出産ができる環境づくり							
(1) 生について学び性差を理解することができる							
		①思春期保健講演会		○			
		②生についての学びの充実		○			
		③相談体制の整備		○			
(2) 思春期の子育て について学ぶことができる							
		①子育て講演会		○			
		②情報リテラシー教育の推進		○			
		③青少年健全育成事業		○			
(3) 命の芽生えから出産まで支援する							
		①母子健康手帳の交付、妊娠・出産にかかる相談		○			
		②新生児訪問・乳児訪問		○			
		③不妊・不育治療費の助成		○			

■基本方針3 第2期竹田市すこやか支援計画 79 ページに記載

基本方針	施策目標	取組の名称	目標① 教育	目標② 生活	目標③ 就労	目標④ 経済	その他 体制
3 子どもの健やかな成長・発達を支える環境づくり							
(1) 心身の健やかな発育を支援する							
		①乳幼児健診		○			
		②相談会の開催		○			
		③歯科保健事業		○			
		④母子保健推進委員会 子育てボランティア		○			
(2) 豊かな食生活を実践できるよう 食育 を推進する							
		①食育推進事業		○			
		②乳幼児の栄養事業		○			
		③地産地消の推進		○			
(3) 安心して医療が受けられる体制づくりを推進する							
		①市立こども診療所の安定的な運営		○			
		②相談窓口や応急処置の啓発		○			
		③地域医療の推進		○			
		④予防接種の実施		○			

■基本方針4 第2期竹田市すこやか支援計画 85 ページに記載

基本方針	施策目標	取組の名称	目標① 教育	目標② 生活	目標③ 就労	目標④ 経済	その他 体制
4 子どもを支えるための地域における子育ての支援							
(1) 子育て世帯への経済的支援を図る							
		①医療費等の経済的支援				○	
		②教育・保育施設の利用軽減事業				○	
		③児童手当給付事業				○	
		④竹田市子育て応援事業・おおいた子育てほっとクーポン事業				○	
(2) 子育ての第一 義的責任を自覚することができる							
		①子育てに関する情報提供		○			
		②ホームスタート事業		○			
(3) 家族の愛情を感じる ことができる							
		①親子で参加できるイベントの充実					○
		②さとうよしみ童謡祭					○
		③家族の日、家族の週間の周知啓発					○
(4) 幼児教育・保育の一体的提供を図る							
		①幼児教育・保育の一体的提供の推進	○				
		②地域の特徴ある幼児教育・保育の提供体制の充実	○				
(5) すこやか に育ち学べる環境づくり							
		①子育て支援者研修会	○				
		②幼稚園職員の資質向上	○				
		③保育士確保のための処遇改善	○				
		④教育環境の整備	○				
		⑤いじめ、不登校対策	○				
		⑥学力・体力の向上	○				
		⑦教育施設と保育施設の連携強化	○				
(6) 地域における子育て支援を推進する							
		①放課後児童クラブ		○			
		②放課後子ども教室		○			
		③利用者支援事業の充実		○			
		④子育て支援拠点事業の充実		○			
		⑤子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		○			
(7) 子育て支援の総合的提供を図る							
		①切れ目のない支援体制					○
		②特別支援ネットワーク会議					○
		③総合的な支援の推進					○
		④子育て講演会・家庭教育講演会					○

■基本方針5 第2期竹田市すこやか支援計画 97 ページに記載

基本方針	施策目標	取組の名称	目標① 教育	目標② 生活	目標③ 就労	目標④ 経済	その他 体制
5 子育ても仕事もしやすい環境づくり							
(1) 子育てしやすい職場環境づくりを支援する							
		①企業への周知・啓発			○		
		②男女共同参画啓発活動の推進			○		
		③子育てしやすい職場環境づくりの支援			○		
		④仕事と子育ての両立のための制度の周知・啓発			○		

■基本方針6 第2期竹田市すこやか支援計画 99 ページに記載

基本方針	施策目標	取組の名称	目標① 教育	目標② 生活	目標③ 就労	目標④ 経済	その他 体制
6 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援							
(1) 配慮を要する子どもや家庭を支援する							
		①ひとり親家庭への支援					○
		②母子・父子自立支援事業					○
		③保育所や幼稚園、学校における施設支援					○
		④障がいのある子どもの日中の支援					○
		⑤障がいのある子どもへの学習の場の確保と就労の支援					○
		⑥障がいのある児童の保護者との相談体制の整備					○
		⑦医療的ケア児への支援					○
		⑧外国の子どもへの支援					○
(2) 子どもへの虐待防止							
		①児童虐待防止対策の充実					○

■基本方針7 第2期竹田市すこやか支援計画 104 ページに記載

基本方針	施策目標	取組の名称	目標① 教育	目標② 生活	目標③ 就労	目標④ 経済	その他 体制
7 ふるさとを愛する心をはぐくむ環境づくり							
(1) 地域について学びふるさとを知る 機会がある							
		①文化財資料活用モデル校事業	○				
		②文化財市民講座	○				
(2) 世代間交流を図り、文化を学ぶ機会がある							
		①教育・保育施設での世代間交流の推進	○				
		②世代間交流の推進	○				
		③竹田郷土学の推進	○				

■基本方針8 第2期竹田市すこやか支援計画 107 ページに記載

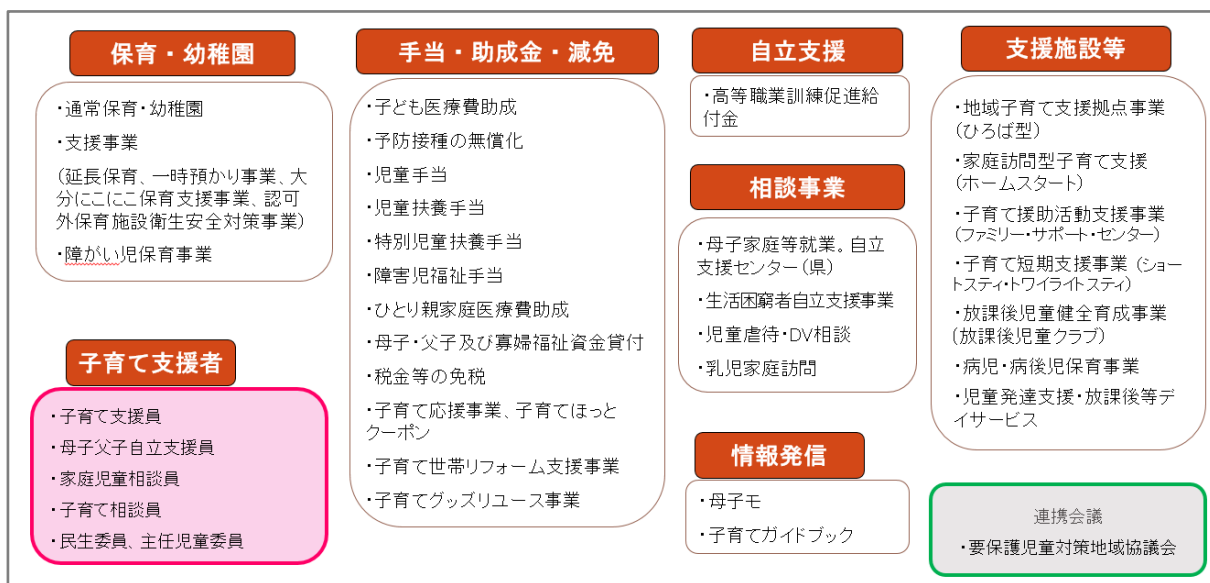
基本方針	施策目標	取組の名称	目標① 教育	目標② 生活	目標③ 就労	目標④ 経済	その他 体制
8 子どもにとって安全・安心なまちづくり							
(1) 子どもが安全に過ごせる環境を整備する							
		①道路・公共施設等のバリアフリー化の推進					○
		②良質な居住環境の確保					○
		③交通安全対策事業の推進					○
		④安全性の向上					○
		⑤防犯対策の推進					○
		⑥通学路合同点検					○
(2) 社会や地域全体で子育てを支援する体制を整備する							
		①青少年健全育成事業					○
		②子どもを犯罪から守る活動					○
(3) 子どもを事故や犯罪から守る							
		①交通安全教室の開催					○
		②子どもを守る活動					○
		③こども連絡所					○
		④健全な心身の育成					○
		⑤青少年健全育成事業、家庭教育講演会					○

2. 保健事業の概要

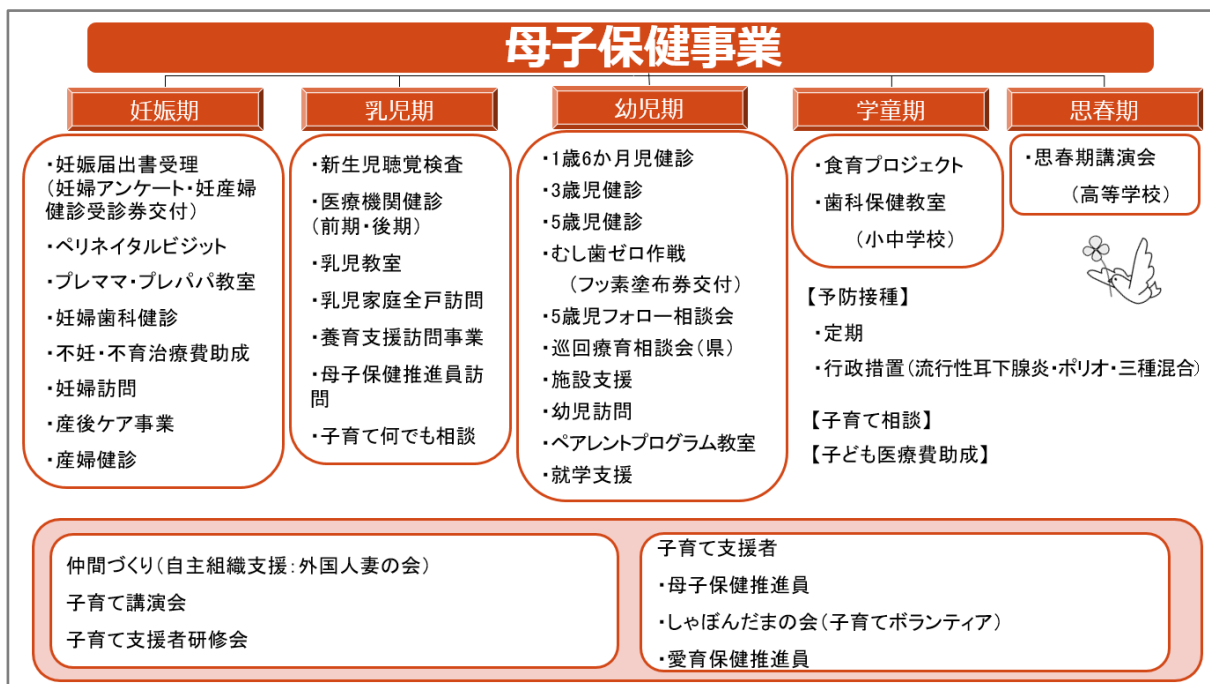
平成の前半 13 年間にわたって小児科医が不在であった本市は、これまで市立こども診療所の開設と併せて「予防医療の推進」を進めてきました。特に、発達障がい児の早期発見・早期治療に結びつける 5 歳児健診や、市独自で実施する予防接種（行政措置予防接種）は全国的な先進事例とされています。

今後もこれら保健事業に総合的・計画的な取組みを継続していくことが求められています。

(1) 本市の子育て支援事業の概要図



(2) 本市の母子保健事業の概要図



3. 市長期総合教育計画上の位置づけ

令和3年3月に竹田市教育委員会が策定した「竹田市長期総合教育計画」は令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とした教育基本法の規定に基づく計画です。この計画の基本理念は、『過去を誇り 現在を信じ 未来に憧れる』人づくり・まちづくり」であり、学校教育、生涯学習・社会教育、歴史・文化、スポーツの4つの分野ごとに基本目標を設定し、各種施策を展開することとしています。

子どもの貧困対策に関しては、学校教育の分野に次のとおり記されており、今後、教育行政と福祉行政との連携の強化を双方から進めていきます。

竹田市長期総合教育計画（令和3年度～令和7年度） 抄

学校教育 基本目標7 いじめ・不登校・子どもの貧困等の対策の充実

主要施策③：子どもの貧困対策の充実

（1）早期発見・早期対応の徹底

・相談体制の充実を図ります。

（2）関係機関と連携した支援の充実・強化

・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、福祉等との連携を強化します。

4. 生活困窮者自立支援制度による取組み

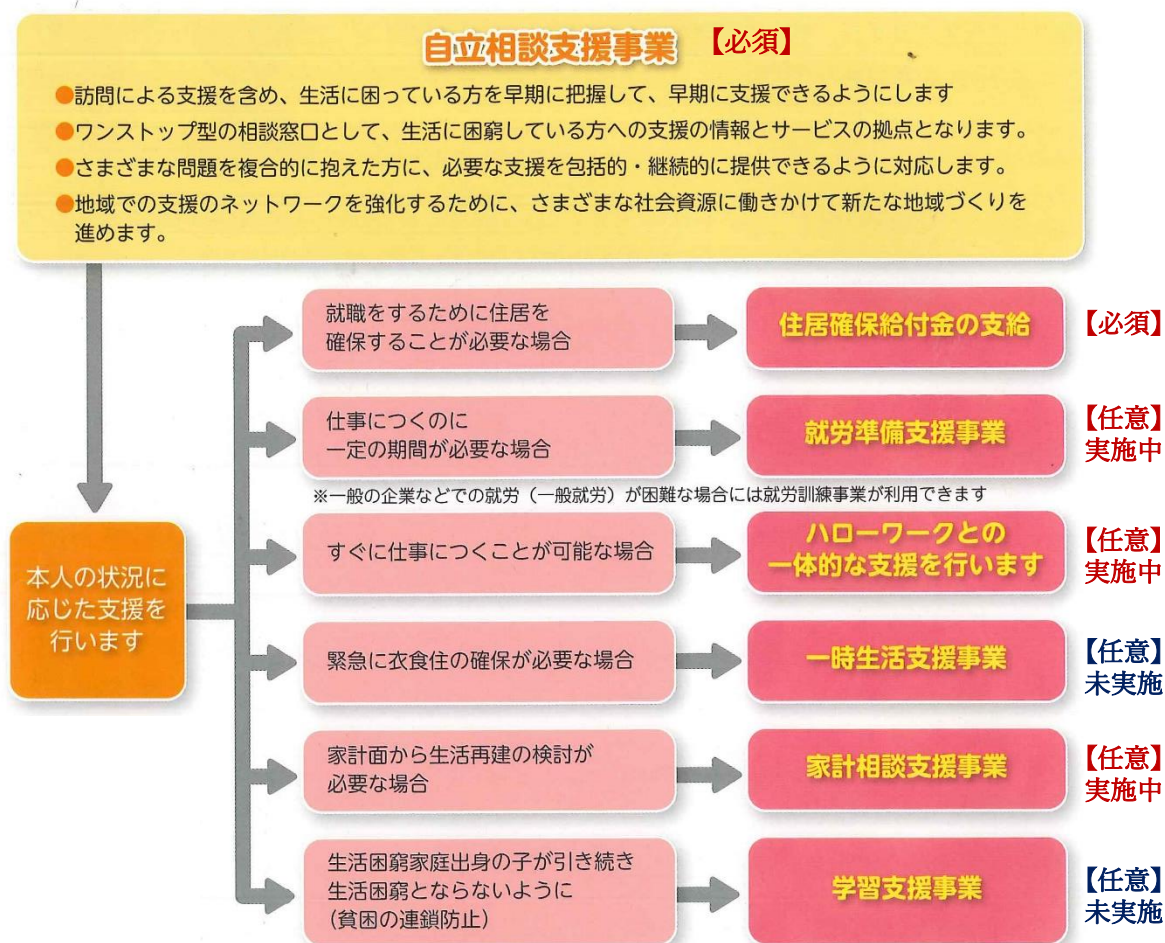
平成 27 年に施行された生活困窮者自立支援法によって、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れがある家庭に対して、生活保護に次ぐ「第2のセーフティネット」として新たな制度が整備されました。

この制度の中では、生活困窮家庭に対して、就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立状況など個別の状況に応じた包括的な支援を、生活困窮者の尊厳を保ちながら早期から継続的に行うことが求められています。

これまで本市では、困窮家庭（生活困窮者）に対する自立相談支援とともに、住居の確保、就労、家計改善に関する支援業務を市社会福祉協議会に委託する中で、広範な支援体制を築いてきたところです。特に、ハローワーク豊後大野と大分県福祉人材センターの後援を受け、市社会福祉協議会とともに開催している「合同企業就職説明会」は、他自治体に例を見ない規模での取組みとなっています。

一方で、未だ取組みに着手できていない事業もあり、今後も国の財源を活用し社会福祉協議会と連携を図りながら、子どもの貧困対策の視点からの計画的な取り組みが求められています。

■生活困窮者支援制度の概要図



資料編

子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成 25 年 6 月 26 日 法律第 6 4 号)

第一章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 5 条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 6 条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第 7 条 政府は、毎年 1 回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第 2 章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第 8 条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱(以下「大綱」という。)を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

(2) 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

- (3) 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- (4) 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
- (5) 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第2項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第9条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項及び第3項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第10条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第11条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第12条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第13条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第14条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第3章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第15条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 大綱の案を作成すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第8条第2項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第2項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第8条第2項各

号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第8条第2項各号に掲げる事項のうち前2項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

6 会議は、第2項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第16条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(平成26年政令第4号で平成26年1月17日から施行)

(検討)

第2条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年6月19日法律第41号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律(以下この項において「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



竹 田 市 子 ど も の 貧 困 対 策 推 進 計 画

(第2期竹田市すこやか支援計画 分冊)

竹田市社会福祉課 令和3年4月策定

〒 878-8555 竹田市大字会々1650

Tel 0974-63-1111 (代) Fax 0974-63-0988